

(一) 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族又は未成年後見人等の請求により、その父又は母について、二年を超えない範囲内の期間を定めて親権停止の審判をすることができるとした。(第八三四条の二関係)

(三) 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族又は未成年後見人等の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるとした。(第八三五条関係)

5 未成年後見人 未成年後見人に複数の者又は法人を選任することができるようにするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとした。(第八四〇条、第八四二条及び第八五七条の二関係)

6 その他 民法の改正に伴い、家事審判法及び戸籍法について所要の改正を行うこととした。

1 一時保護 (一) 都道府県児童福祉審議会の意見の聴取引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過することにより、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととした。ただし、当該児童に係る施設入所等の措置の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでないこととした。(第三三条第五項関係)

(二) 児童相談所長の権限等

(1) 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととした。(第三三条の二第一項関係)

(2) 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないこととした。(第三三条の二第二項及び第三項関係)

(3) (2)による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができることとした。(第三三条の二第四項関係)

2 児童相談所長による親権喪失の審判等の請求 児童又は児童以外の満二〇歳に満たない者(以下「児童等」という。)の親権者に係る親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求は、一の4の(一)から(三)までに定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができることとした。(第三三条の七関係)

3 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととした。(第三三条の八第一項関係)

4 養育里親の欠格条項 養育里親の欠格条項から、本人の同居人が成年被後見人又は被保佐人であることを除くこととした。(第三四条の一九第一項関係)

5 児童福祉施設の長等の権限等

(一) 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等に対して、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととした。(第四七条第二項関係)

(二) 児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業におけるその住居において養育を行う者又は里親(三)において「児童福祉施設の長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないこととした。(第四七条第三項及び第四項関係)

(三) (二)による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができることとした。この場合において、児童福祉施設の長等は、速やかに、そのとつた措置について、都道府県又は市町村の長に報告しなければならないこととした。(第四七条第五項関係)

三 この法律は、養育里親の欠格条項に関する改正規定等を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十一号

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を、「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を、「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定め」に改め、「その他」の下に「子」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項に後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「者」の下に「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「者」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。